

議案第28号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成24年2月22日

つくば市長 市原 健一

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）の一部を次のように改正する。

附則に次の4項を加える。

- 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成23年政令第405号。以下この項及び附則第6項において「改正政令」という。）の施行の際現に炭酸ナトリウム過酸化水素付加物を貯蔵し、又は取り扱っている場所で、改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに危険物を指定数量の5分の1以上指定数量未満貯蔵し、又は取り扱うこととなるもの（以下この項から附則第5項までにおいて「新規対象場所」という。）のうち、第41条第2項第9号に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、同号の規定は、新規対象場所が次に掲げる基準のいずれにも適合している場合に限り、適用しない。

(1) 危険物を取り扱う配管が、その設置される条件及び使用される状況に照らし

て、十分な強度を有し、かつ、漏れない構造であること。

(2) 危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和が、平成24年7月1日において現に貯蔵し、又は取り扱っている危険物の数量を当該危険物の指定数量でそれぞれ除した商の和を超えないこと。

4 新規対象場所のうち、第41条第1項第16号イに定める基準に適合しないものの貯蔵及び取扱いに係る技術上の基準については、同号の規定は、平成25年12月31日までの間は、適用しない。

5 新規対象場所のうち、第41条第2項第1号から第8号まで、第42条の2（第3号を除く。）又は第43条第2項（第1号、第10号及び第11号を除く。）に定める基準に適合しないものの位置、構造及び設備に係る技術上の基準については、これらの規定は、新規対象場所が附則第3項第2号に掲げる基準に適合している場合に限り、平成25年6月30日までの間は、適用しない。

6 改正政令による危険物の規制に関する政令第1条第1項の規定の改正により新たに危険物を指定数量の5分の1以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の2分の1以上）指定数量未満貯蔵し、又は取り扱うこととなる者は、平成24年12月31日までにその旨を消防長に届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。